

速報

1,000 職業発送

昭和 50 年 1 月 21 日

殿

労働保険事務組合宇都宮商工会議所
組合長 保坂 正七

雇用保険法の成立に伴う雇用調整給付金制度の 実施について

今回国会を通過した雇用保険法のうち、事業主に最も関心の深い雇用調整給付金制度の要点をお知らせいたします。

この制度は、景気の変動など経済上の理由により、事業主が事業活動を縮少し、一定規模以上の休業（従業員 300 人以下 4 分の 1 • 300 人以上 3 分の 1）を余儀なくされ、労働者に休業手当を支払った場合に、政府がその費用の一部（従業員 300 人以下の規模の事業主 3 分の 2 • 300 人以上の規模の事業主 2 分の 1）を助成し、失業の予防と労働者の生活の安定を確保することを目的としています。

この制度は、昭和 50 年 1 月 1 日から適用され、業種は 7 業種に指定されております。

事務手続等詳細については（2 月 10 日発行商工うつのみやニュースに掲載）宇都宮公共職業安定所事業所課へお問合せ下さい。